風連町・名寄市合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、風連町・名寄市合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、風連町・名寄市合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、風連町・名寄市合併協議会幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。) の指示を受け、協議会に提案する事項及び規約第3条各号に定める事項について、専門的 に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

- 第3条 専門部会は、別表のとおりとする。
- 2 専門部会の部会員は、風連町及び名寄市(以下「関係市町」という。)において所管する 部長、課長又はその相当職をもって組織する。

(役員)

- 第4条 専門部会に次の役員を置く。
 - (1) 部会長1名
 - (2) 副部会長1名
- 2 役員は、各専門部会委員の互選によって定める。

(役員の職務)

- 第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、部会長が招集するものとする。
- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。
- 4 専門部会は、必要に応じ、関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。 (分科会)
- 第7条 専門部会に提案する事項について必要な協議又は調整をするため、専門部会に分科会を置く。
- 2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、随時幹事長に報告する。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する関係市町の担当課が行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、部会長が幹事長と協議のうえ定める。

附 則

この規程は、平成16年3月30日から施行する。

別表(第3条関係)

専門部会の名称

風連町・名寄市合併協議会総務企画専門部会

風連町・名寄市合併協議会住民生活専門部会

風連町・名寄市合併協議会保健福祉専門部会

風連町・名寄市合併協議会産業経済専門部会

風連町・名寄市合併協議会建設専門部会

風連町・名寄市合併協議会教育専門部会